

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

ニカラグアとレーガン 2

第二組合員も「たたかい」を求める 3

— プリマハム労組の仲間からの報告 —

政党法のたくらみと社会党の課題 5

— 政党法の本質と背景(下) —

方針をつくり、自覚的にたたかう 8

— 「行革」「総合安保戦略」に抗する総反撃を(二) —

配転・首切り合理化をめぐる情勢(二) 12

サイは投げられた!! 16

— 国鉄当局、六〇・三合理化計画を提案 —

岩下武夫著 (社会通信社刊)

「ソ連脅威論」の虚構

好評発売中! B6版 二百頁

定価千円(送料二百円)

旬刊 社会通信

NO. 232

一九八四年六月一日

一九八四年六月一日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■ 巻頭言 ■

ニカラグアとレーガン

「中米は米の死活的生命線」「中米は、世界における米の信用がかかっている」これが、レーガンの中米観だ。昨年一〇月、レーガンは、グレナダ解放勢力の「分裂」を口実に、グレナダに侵攻した。これがレーガンのやり口だ。

中米には六つの国がある。サンディニスタが米のかいらいだったソモサを打倒したニカラグア。解放勢力FMLNとFDRが全土の三分の一を支配するエルサルバドル。豊かな革命的伝統をもつグアテマラ。今だに文盲率が八〇%をこえ、貧困にあえぐホンジュラス。非武装中立を国是として軍隊をもたぬコスタリカ。アメリカの生命線パナマ運河をかかえるパナマ。中米の盟主たらんと行動するメキシコも付け加えられよう。

ニカラグアでは米の「宣戦布告なき戦争」のなかで、全耕地の二三%の国有化、識字率の大幅な向上、義務教育の無料化、医療制度の充実等、国民生活のもっとも基本的な生活手段の向上が進んでいる。エルサルバドルでは政府と軍の腐敗が進み、崩壊寸前にある。グアテマラでも軍と政治の腐敗は緊迫した状況をつくりだしている。過日、軍司令官がホンジュラスに亡命させられたのも、このあらわれだ。ホンジュラスは、中米のイスラエルと化した。はりねずみのように全土が武装された。一日百万ドルが注ぎ込まれている。コスタリカにもレーガンは手を伸ばしている。「反ニカラグア同盟の構成者たれ」とのとり込みだ。パナマには軍事基地、訓練基地がおかれている。ここで訓練された米軍人、反革命勢力がホンジュラスに飛ぶ。メキシコにも膨大な対外債務を材料に脅迫が強まっている。これらの国々は、メキシコのパンチョ・ビリャ以来、米の植民地にされて以来、たいへんインタナショナルだ。言葉がスペイン語であること、国境が陸続きであること、なによりも反米帝闘争の豊かな経験が、これらの諸国の解放勢力の連帯を強めているのだ。レーガンがいうように、キューバがソ連が、ニカラグアがこれら諸国に武器を援助しているからではない。逆だ。解放勢力に武器を供給しているのは、当のレーガンなのだ。ベトナムで、インドシナでかつておこったことが、中米で進行している。

しかも中米・カリブ海諸国は米の「裏庭」だ。レーガンがあせりにあせる背景もここにある。中曾根が全斗煥が、そしてサッチャーが、「ロンよ、自分の裏庭もおさめられなくて、デカイ口たたきなさんな」と脅迫する。アメリカを代理人とする低開発国の独裁政治家も、レーガンに疑惑をいだく。だから、レーガンにとって、中米はどこよりもさきにケリをつける必要があるのだ。

その中心はいうまでもなくニカラグアだ。ニカラグアのたたかいが、中米の解放勢力の気持ち鼓舞し、社会主義勢力の威信を高めている。だから、サンディニスタの士気を低めよう。「クタクタに疲れさせよう」と「宣戦布告なき戦争」が強められる。港湾施設、エネルギー、原料基地を空爆し、港外に機雷をばらまく。ホンジュラスを中米のイスラエルにし、反政府ゲリラの根拠地とする。カリブ海・フォンセカ湾で史上最大の軍事演習をする。

ニカラグアへの「戦争」はもう五年もつづいている。だが、サンディニスタの士気は衰えていない。「祖国か死か」、キューバ革命の教訓が、社会主義の国々の支援と連帯、資本主義諸国の労働者階級の連帯が、レーガンの手をしばっているからだ。

第二組合員も「たたかい」を求める

— プリマハム労組の仲間からの報告 —

私たちの八四春闘は、昨年一〇月の家計簿付けから始まりました。一月、二月のアンケート、要求、実態討論、三月、四月の具体的闘争として進めてきました。とくに今八四春闘は、会社の「休日日水化」の攻撃もあり、文字通り反合理化闘争としてたたかってきました。

職場は全労働者三八〇名、うちプリマハム労働組合は四一名（他はほとんど第二組合Ⅱ民労）という圧倒的少数でたたかっています。ですから一つひとつの闘争課題を①具体的成果、②団結の拡がり（私たちの場合は第二組合員）に徹する以外にありません。とくに団結がどう質的に量的に高まったかが重要で、この視点に立って振り返ってみたいと思います。

「中執案」を再検討させた

たたかいで得た具体的成果は、会社、二組幹部が三年も前から「協議」を重ね、「最終案」として職場におろした（昨年八月）ものをドタン場の三月五、六日に「中執案の再検討」というところまで押し上げ、下旬の中央委で「年四回の連休を九回に、年四回の祝日休みを五回に」と決定させたことです。昨年までの年間四〇回の連休からすると無茶苦茶な労働条件の低下だし、私たちの要求（最低月二回の連休、祝日完全休）からするとほど遠いものでしたが、「みんなの目の前に出されたときは決められている」「幹部が決めたことは変更できない」ものを変更させたことです。

また、八四春闘（賃上げ）は日水闘争に集中せざるをえないという客観的条件もあり、八六四〇円の「一発妥結」を押し返すことはできませんでしたが、これまでの実態討論、第二組合員家族オルグ等の積み重ねのなかで「プリマハム労組要求は日本一高い。地域でも浮き上がっている」等のニュースによる批判はボリュームが小さくなっています。

二組も「たたかい」を要求

「日水は営業への援護射撃」「これをやらないと会社がつぶれる」「同業他社と同じレベルに立つことであくまでもスタートライン」とまったく資本の代弁に終始していた二組方針を変えたのは、職場の怒りでした。二組本部のオルグ集会には約七〇名が参加し、一〇名以下が発言し、毎回の職場集会でも五、六名が発言し、「たたかい」を要求しています。

「日水は仕方ないにしろせめて月二回は連休にせよ」「祝祭日は行事も多い完全休みにせよ」「日水になると有休がとりにくくなる。組合員（二組幹部）が組合員の有休しめつけをしている。こんなことヤメロ」。

また賃上げ討論では、「要求が低い、これで決めるなら満額とるまでやめないと約束せよ」「日水に協力するのだから賃上げは最後までたたかえ」「転勤、転勤でみんなは不安だ。組合で何とかならないのか」「あの五〇〇円上積みするまでやめるな」「たたかわないなら闘争積立金を返せ」等々、迫力あるものでした。

「あの人」が一組を激励

私たちのたたかいは、客観的条件と主体的条件が一致したときに質的に転化（前進）すると言われていますが、プリマにおいては、七三年の分裂以来、人減らし合理化（配転を含む）がすさまじい勢いで進められ、鹿児島工場は一〇年間で半数以下に減らされています。加えて昨年八月からおよそ二ヶ月おきに三つのラインを新設しながら、新採は入れず、既存工程からの間引き（三〇名）で増産をはかっています。人減らし合理化に生き残った労働者への「働き度」を増す合理化です。

私たちは、これら一つひとつの合理化攻撃に、正門でのマイク宣伝、日刊紙、抗議行動、第二組合オルグ等のとりにくみを精一杯たたかってきていますが、第二組合員の意識が目に見えて変化してきています。

新設ラインへの移動対象になったある仲間、二年前「プリマ労組粉碎」キャンペーンのときは先頭にたっていたにもかかわらず、組合事務所に来て「組合（民労）は何もせん。何とかしてくれ。このままでは殺される」と訴えてきています。他にも「二年で定年なのに会社はあんまりだ」「条件は悪くなる一方、職場はきつくなるばかり」「あんなたちはいい。数は少なくてもガッチリしているからうらやましい」との声が多く聞かれるようになってきています。こうした情勢のなかで日水反対・八四春闘をたたかってきました。

「こたつ会」で実態討論

私たちは分裂以来、「実態からの反撃」を不十分ながら追求してきました。今春闘での家計簿づけ運動では、組合員の六割が家計簿を集約し、一九名が自分の要求をつくり、それをもとに一泊討論、班討論、こたつ会（五〜一〇名）、（七四春闘の冬に始まったので「こたつ会」と名づけてある）をおこなってきました。

そのなかで「貯金があってもあとのことを考えると使えない。自分の金であって自分の金でない」「二台め（共働き）の車とは言っても一百万円のボンコッではたして安全か」「親から米、ミソをもらって何とか生活している。本当に親孝行か」など、貯金や親がかりの生活を見直し「ガマン比べ」から改善要求の一つでも実行し、「人間らしい生活」の根拠をはっきりしようと前向きな討論になってきています。

加えて日水休日での実態討論では「土曜が休みだったので共働きができた」「世間は土日連休が流れなのに逆だ」「いっせいの条件改善もなく日水とは勝手すぎる」等が出し合われ、非人間的な生活、労働条件を強要しているのは資本であることを明らかにするとともに、個人的努力ではどうにもならないこと、つまり、第二組合員と言えども実態は同じであることに自信をもつことができました。

組合員の「週課題」を設定

この実態とたたかいを呼びかけようと、私たちは一月三一日から、正門でのマイクによる宣伝を開始しました。以来二月〜四月まで三ヶ月間の大衆行動を最大限にとりくんできました。

日水反対・84春闘での大衆行動
(2~4月)

1. マイクによる宣伝	1/31~4/28
2. 第二組合員オルグ	期間中 2回
3. ロッカーステッカー	3/7~3/28
4. 赤旗立て	4/6~4/25
5. かべ新聞	(3~4月は平均週1回)
6. タピラ(終業時)	8~9回
7. 全体集会	9回
8. ストライキ	5波
9. こたつ会(6班)	3~5回
10. 大衆抗議行動	7回
11. 就労闘争	2回(延4回)

以上の大衆行動のなかでの前進は2、6、7、8、9、10項だけで、三、四、五の二ヶ月間は二日に一回以上の大衆行動をとりくめたこと、とくに三月一四日のいっせいオルグ(二組員)では過去最高の一二一軒にオルグし、五一軒で話し込み、四月四日の第二次には全組合員が参加したこと、かべ新聞では五年ぶりに復活した班があり、全班で昼休みに書いてすぐ貼り出す速報(行)態勢がとられたことです。

このようにたたかえたのは①これまでの実態討論のつみ上げ、②それを基礎にした継続したたたかい、③合理化による客観的情勢の高まり、それに「組合のうごきが伝わり、動きやすかった」と討論で出されている(職場活動家)ように意志統一の場(各級委員会)を多くもち、組合員一人ひとりの「週課題」を明らかにできたことです。

たたかいが「情勢」をつくる

八四春闘もほぼ終結していますが、地区労や他単産の先輩役員から「職場に運動があるのはプリマだけだ。国労も消えかかっている」とか、「昨年までは座り込みなどの指令があった。今年は春闘を感じない。どうなるのかね」と春闘解体に不安を訴えています。

八四春闘で私たちが学んだことは、職場にはたたかう意欲があること、「情勢」は主体的なたたかひによって変え得るということ、統一闘争は「実態からの反撃」でしか前進しないということです。このことを肝に命じ、後もどりしような思想に自ら励まし、今後もたたかっていく決意です。

(鹿兒島 N)

政党法のたくらみと社会党の課題

— 政党法の本質と背景(下) —

西ドイツの政党法

西ドイツの政党法は、一九六七年七日、ドイツ連邦共和国基本法(憲法)第二一条にもとづいて制定されたものである。基本法第二一条は、一項で「政党は、国民の政治的意思の形成に協力する。その設立は、自由である。政党の内的秩序は民主主義的原则に適合しなければならぬ。政党は、その資金の出所について公開の説明をしなければならない」と規定したあと、二項で「政党にして、その目的もしくはその党員の行動にしたがって、自由で民

主的な基本秩序を侵害または除去し、もしくはドイツ連邦共和国の存立を危くするものは違憲である。違憲の問題については連邦憲法裁判所が、これを決定する」と明記している。

この政党禁止条項は、「ラディカルな反憲法的政党の成長が一九三〇年以降危機を招来し、ついにそのうちもっとも強力な政党に屈服する破目になった苦い経験に負っている」(コンラート・ヘッセ『西ドイツの憲法綱要』日本評論社、三五四頁)と説明されている。基本法のいわゆる「戦闘的民主主義」とは、ナチズムの歴史的教訓から、その再興を抑えるための規定であるというのである。

しかし、それは両刃の剣であった。基本法が制定された一九四九年は、東西の冷戦のなかで西にドイツの分裂国家が樹立(九月)され、対抗してドイツ民主共和国が建立(十月)された年でもある。「戦闘的民主主義」は過去のナチズムとたたかうと同時に、東と西ドイツ内部にも成長しつつあった社会主義ともたたかうものであった。

連邦憲法裁判所は、それゆえに、五二年にナチスの残党、社会主義帝国党(SRP)を禁止するとともに、五六年八月にはカールスルーエの裁判で、ドイツ共産党(KPD)にも違憲判決を下したのである。

当時のドイツ共産党は、一九五二年の「ドイツ国家再統一綱領」で、西ドイツの内外政策の根本的変革、ヨーロッパ防衛共同体(EVG)への加盟阻止、再軍備反対を唱えるとともに、アデナウアー政権の革命的打倒を呼びかけていた。あとに、共産党はアデナウアー政権の革命的打倒のスローガンの誤りについて自己批判をしているが、この綱領上の立場が「自由で民主的な基本秩序」に抵触するとされたのである。

カールスルーエの判決の結果、ドイツ共産党は禁止され、指導者の逮捕、党財産の没収がおこなわれただけでなく、自由ドイツ青年同盟、民主法律家協会等、多くの大衆団体まで解散させられた。

この一九五六年は、五四年に西ドイツが北大西洋条約機構(NATO)に加盟したあと、再軍備のための基本法改正(三月)や兵役義務法(七月)等が導入され、西ドイツが再び帝国主義陣営の一員としての歩みを始めた時期であった。

政党法はのちの五九年に、基本法第二一条をもとに提出され、曲折を経て、六七年に発効した。この政党法制定を前にして、一連の緊急事態(有事)での経済、食糧、水、交通確保にかんする法案が通過し、六八年には、基本法第一七項補充法として緊急事態法(有事立法)が決定、公布された。さらに「自由で民主的な基本秩序」を守るための平時の一連の措置が導入され、七二年には共産党や社会民主党の活動家等を公務員、教職員からしめ出す就業禁止の措置がとられていくのである。

このように、西ドイツにおける政党法は、深まる資本主義の矛盾にたいして、ブルジョア独裁体制を守るための一連の反動的立法の一環として制定されたのであった。

二つの問題点

西ドイツの政党法の問題点のうち、大きな二つだけを見ておこう。

第一は、基本法第二一条(政党の内部秩序規定と禁止条項)とその委任を受けた政党法、および選挙法(とくに五%阻止条項)によつて、政党が憲法によって秩序だてられたブルジョア民主主義に「編入」されねえしまったことである。政党法第一一条一項では、政党ま

「自由で民主的な基本秩序の憲法下に必要な構成部分である」とされている。連邦憲法裁判所は、この「自由で民主的な基本秩序」とは「あらゆる暴力支配と恣意支

配の排除のもとにその時々多数派の意思および自由の平等に従って国民の自己決定に基づく法治国家的支配秩序を表現する一つの秩序体と規定される」(フォン・ミュンヒ『基本法コメンタール』、C・H・ベック出版、第二巻三五頁)としている。五六年のドイツ共産党(KPD)の禁止のあと、西ドイツでは別組織としてのドイツ共産党(DKP)が七九年に創立された。一九六九年のエッセン党大会で決定された同党の綱領は「ドイツ共産党(DKP)は、働く国民が国家と社会の指導的役割を獲得するためにたたかう。……党は社会主義をめざす」とうたっている。それゆえに、DKPは、事あるごとに禁止の脅しをかけられている。

その他、政党法が、政党の内部秩序にかんする細かい規定をもうけ、事実上、国家権力の政党活動への介入を容認していることも問題である。

第二は、政党への国庫補助の問題である。当初西ドイツでも、政党にたいする一般的な国庫補助は、一九六六年に連邦憲法裁判所で違憲とされたのであった。しかし、政党にたいする「適正な選挙戦に必要な費用」の支出は合法とされ、政党法は第一八―二二条で選挙戦費用の補助規定を設けている。

それは有権者一人当たり一定額の割合で、選挙戦の総費用を算出し、比例代表制のため投ぜられた有効第二投票(第一投票は各選挙区で一人を選ぶ個人選挙)で〇・五%以上の得票をあげた政党にそれを配分するシステムである。その額は、当初一人当たり二・五マルク(一マルクは約百円)であったが、改正により七四年から三・五マルク、八四年より五マルクと引き上げられている。また前回選挙で〇・五%以上の得票があれば、補助金の分割前貸りを受けることもできる。

このように政党補助は、選挙戦費用といっても、一般の国庫補助との大差はなくなり、各政党の活動費は、その多くが国家から日常的に負担されるようになってきている。一九八二年度の各党の国庫補助への依存度は、キリスト教民主同盟(CDU)五二・三%、自由民主党(FDP)六五・二%、社会民主党(SPD)五〇・七%、緑の党七八・〇%である。

このように西ドイツの社会制度と国家権力は、日本に比べ、はるかに資本家にとって都合よく整備されている。中曽根首相は、だから政党法に関しても「西ドイツの先例にまなべ」と傲をよびしているのである。

自前の党財政の確立が急務

政党法は、吉村私案を見ても、西ドイツの例を見ても危険な法律であることがわかる。日本社会党は、政党法について反対を表明している。だが、危惧すべきは「百万党構想」によって、党財政が臍本、総支部段階では危機的状態にあることである。公選法「改正」による公営選挙の拡大に社会党が反対しきれなかったのは、路線の動揺とともに、その組織上の基盤たる財政の動揺があったからである。

昨年一二月の西ドイツの政党法「改正」(関連法規ふくむ)にたいし、従来抵抗してきた社会民主党と緑の党のうち、前者が落ちたのは、社会民主党が「五千万マルクの赤字をかかえている。それゆえにSPDは選挙戦費用の拡大に必然的に賛成せざるをえない」(『シュピーゲル』誌、八三年一〇月一三日)からであった。

われわれは、日本社会党の闘争費を労働者階級に依拠し、自前でつくる構えをつくらなければ、政党法粉碎の強力な力たりえない。反行革闘争の強化とそれをつうじた日本社会党の思想的、組織的強化のなかで、政党法の危険な狙いを暴露し、その制定を阻止しなければならぬ。

方針をつくり、自覚的にたたかう

(1) 総合的な「危機」対処策 —「行革」「総合安保戦略」に抗する総反撃を(二)—

もうしばらく古い話が続くが、現在の保守勢力の戦略を理解するうえで必要なことなので、我慢していただきたい。

総合安全保障とは何か。大平は首相就任に先立ち、次のように提唱した。「現在の集団安全保障体制——日米安保条約と節度ある質の高い自衛力の組み合わせ——を堅持しつつ、これを補完するものとして、経済、教育・文化等各般にわたる内政の充実をはかるとともに、経済協力、文化外交等必要な外交努力を強化して、総合的に我が国の安全をはかろうとする」と。(『近代を超えて』下巻一九ページ)

この戦略を具体化するために、前回のべた九つの研究グループの一つとして総合安全保障研究グループが組織された。議長の猪木正道、幹事の高坂正堯などは誰でも予想できるメンバーだが、その他に東工大の江藤淳、建築家の黒川紀章、作家の曾野綾子なども入っている。文字どおり総合的に、安全保障を検討しようとしたのである。

そのなかで研究されたのは、アメリカ帝国主義の力が落ちた(ベトナムで敗れ、アラブ産油国に揺さぶられ、アンゴラやエチオピアの解放に手をだせなかった)情勢下での安全保障策であった。軍事、政治情勢、経済情勢、南北問題と経済協力、資源問題を検討して日本の安全保障の課題として、次の六点を提起した。

- 1 日米関係
- 2 自衛力の強化
- 3 対中、対ソ関係
- 4 エネルギー安全保障
- 5 食糧安全保障

6 大規模地震対策—危機管理体制—(総合安全保障研究グループ報告書より)

日米関係については、総合的な同盟関係を強めるのだが、経済力にみあった日本の「国際的責任」を重視している。自衛力については、装備購入費を高め、防衛費はGNPの一・二%が妥当だとしている。また、中国を利用してソ連を牽制するが、あまりに警戒させると逆効果になる、とみている。

エネルギーと食糧の安定的確保のために、重視されているのは資源産出国との関係である。前回にふれた経済協力費の増額は、この目的によるのである。日本が手に入れようとする資源は、発展途上国で生産されるから、そこが政情不安定では困るからである。

大規模地震対策がどのようなものであるか、その一端は毎年の防災訓練に示されている。危機管理体制、すなわち「有事体制」の準備である。憲法が改悪されないかぎり、戦時に備えた訓練は、公式にはできないが、地震対策としてなら、反対しにくいからである。

この戦略は環太平洋連帯の構想ときわめて密接な関連をもっている。日米両国を中心に、太平洋をとりまく諸国の共栄圏をつくりあげるための、人的、物的な協力を平時からつくりあげておくことが、国家の安全にとってきわめて重要だ、という考えである。そのために、経済的な関係の強化はもちろん、留学生の受け入れ、文化的交流を含めて、あらゆる面で結びつきを強めておこうという構想である。

このような戦略に沿って、安全保障をすすめる費用のすべてを、GNPの3%程度は支出しておこうというのが、NIRA報告の結論であった。そうすれば軍事増強を単純に主張するよりも、「タカ派」的な印象はうすらぐ。だが、実際には防衛予算もGNPの1%までは増やそうというのであり、また、予算の他の項目にも、事実上の防衛費を入れてしまおうというのであるから、ひじょうに巧妙な国防強化策である。そしてこの作戦は、現在までのところ効果的であった。増額された経済協力費は、安全保障の観点で配分されている——たとえば、ベトナム周辺の諸国には重点的に与える——が、それに対する批判は、野党からはほとんどなされていない。

(2) 独占の総路線をとらえよ

内政において、前回のべた「文化の時代の経済運営」(そのための行政改革)を補うものが田園都市構想、家庭基盤充実の研究報告である。

田園都市構想は、それまでの「高度成長」経済への反省、とりわけ田中が唱えた日本列島改造論のような、生産第一、利潤第一の発想への反省のうえにたっているかのようになりがちだされている。「田園に都市の活力、都市に田園のゆとりを」などといえば、それ自体には誰も反対はしにくい。とくに口うるさいインテリどもは静かになる。「地方の時代」という、いかにも地方自治を尊重するかのような言葉使いも、大平が好むものであった。実際には、地方財政を締めあげて、「地方自治体の人件費病をなくせ」「ばらまき福祉をやめよ」と攻撃しながら、表むきは「人間と自然の調和」などと、耳ざわりのよい言葉で、政策を表現していたのである。

その内容は、地方ごとに中核都市を育て、周辺の農村と結びつけようというもので、日本列島改造論を手直したものであった。ただ、あまりやみくもな開発、急激な工業化をいまして、国民からの批判をかわしたものである。公共投資を大幅に増やすことができないう財政状態にあるため、民間資本の動員に頼らなければならぬという事情も、この政策に反映している。現在さかんに宣伝されている「テクノポリス」建設も、この構想に含まれるものであった。

「家庭基盤充実」の構想も、それと表裏一体をなすものである。「経済的・物質的豊かさとともに、われわれは、暮しの中に豊かな人間性、参加と連帯に生きるふるさを取り戻したいと思います」(上巻三九二ページ)といい、それが「日本型福祉社会」だと称している。実際には、福祉を切り捨てるのだが、それを「家庭基盤充実」という、牙が含まれていないかわりに、中間層をひきつけつつ、行政改革に反対する勢力を孤立化させるには効果的であった。「家庭はわれわれのオアシス」などといった、「自立の精神」という臨調行革の基本となる理念を、国民のあいだに広めることができただけである。うわべは温和であり、あまり対決的ではない。しかし、安定的な、秩序ある経済のルールに政治を乗せようとするもので、より洗練された資本主義延命策とみておかなければならない。

現在、労働運動の一つの焦点になっている「男女雇用平等法」(それにとまなう労基法改悪の攻撃)についても、次のようにのべている。

「女性の優れた能力、資質を幅広い経済社会活動の諸領域において十分に活用していくことは、日本の『人的資源』の質を高め、人材の育成と活用に新しい可能性を用いていく

ことになるであろう。

そのためには、社会を女性にとって開かれたものとし、その能力が可能となるようにしなければならない。と同時に、(職場に働く女性には、大きく分けて、忙しい時には男性と同じように残業もするし休日も返上するから、その能力に応じて男性と同じように昇進したいという人たちと、いやそういうことは望まないから、家庭や育児のために通常の勤務時間が過ぎればすぐ帰りたいし休暇も十分に欲しいという人たちと、二つのタイプに分けることができるだろうが、その選択により)、男性と同じような勤務条件で働くことを希望する女性のためには、その能力に応じた雇用・職場における男女平等を促進することが必要である」(上巻、四四九ページ)。

ようするに、今日の攻防は、数年前から敷かれていたレールの上での出来事なのである。中曽根は、これらの研究グループ報告をすべて読んで、受け入れたことになっている。もともと自民党内の右翼に属し、復古調の言動を好む中曽根とは、かなり発想は違っているのだが、彼の党内基盤は弱く、財界にも官僚にも御用学者にも、二流の人材しかつかんでいないので、大平派、田中派を中心とする人脈のうえに乗るほかないのである。そして、行革がはじまってみると、これが予想以上に労働者いじめに使えりし、革新勢力がさしたる反撃もできないでいるので、すっかり調子にのってしまっただけである。

(3) 「対案」でなく、反独占の統一闘争を

社会党・総評ブロックのなかでは、保守側の策略家たちが何を考えているか、あまり真剣に分析しようとはしなかった。あくどい金儲けの田中、おしゃべりで日和見主義者の中曽根のように、たたきやすい者に非難を投げつけることで、自民党批判ができていくと錯覚する傾向があった。しかし歴史的には没落しつつある独占資本の陣営といえども、田中や中曽根のような男たちばかりではなかった。周到に組み立てられた長期構想も検討されていたのである。

行政改革をたんなる財政赤字解消のための人件費節約だとみるべきではない。もちろん、国家財政の赤字をなくすのは、目的の一面面ではある。しかし行政改革はそれにとどまらず、保守勢力が中間層をもまき込んで国民を政治的に動員する資本主義国家の防衛策であった。総合的な安全保障戦略と結びついて、日本資本主義の危機をのりこえようとする、支配階級の側からしかけられた政治闘争であったのである。

独占資本の陣営は、社会のなかに存在するさまざまな矛盾、体制にとって危険な要素を彼らなりに分析し、その解消をはかったのである。それが九つの研究グループの作業であり、その総体を「文化の時代」の諸政策(総説を「二一世紀へ向けての提言」にまとめてある)であると唱えたのである。体制にとって何が危険かといえば、国民の不満、不安である。その不満、不安をなくすには、現代資本主義の手直しが必要である。あまり野放図な利潤追求、むきだしの右翼路線は抑えなければならぬ。それが資本主義の延命策となる。

現在の自民党の政策を、われわれの立場からみて「改良」だという評価はともできないが、政治的の中間層といわれる部分は、行革を中軸とする諸政策を、そうみている。だからその政治的の中間層に迎合すれば、その政策と対決ではなく、「対案」を対置したくなる。だが、いくら「改良」にみせかけても、それは体制維持のための手段にはかならない。

したがってわれわれの側からは、対案などはだせるはずがなかったし、また、局部的な抵抗だけでは、たちうちできるはずもなかった。社会党・総評を中心とする革新陣営は、反独占の諸闘争を統合する戦略的な方針をたて、統一闘争が組織されなければならなかった。ところが革新陣営はぶざまなほどに分断され、武装解除してしまっている。日共の問題点は、言いだすと長くなるのでやめておくが、社会党・総評ブロックの内部も、とても敵との対決に集中できるような状態ではない。労働組合は職場の運動が弱まる（資本の小集団運動に圧倒されて）にもなつて右傾化し、行革に反対の立場もあやしげになっている。社会党内は、力が落ちていながらもかわらず、「政権構想」が言葉だけ横行している。その誤りを克服すべき左派は、ただ「耐える」だけで反撃の方針をもっていない。現在は、「中央」から強力な反撃の指導がなされるといふ期待は、まったくもない状況である。

「中央」がそうであるから、職場、地域で苦闘している活動家も、かなり元気を失っている。しかし、希望がもてるのは、ここである。中央では個人的に闘争意欲の旺盛な人がいても、すぐにはどうなるものではないが、職場や地域では、たたかえばそれなりの前進はある。物取り主義の立場でみれば、何の前進もできない場合でも、「ますます拡がりゆく団結」を手づくりでつくりあげることが、「中央」がどうであろうと、不可能ではない。

この「中央指導部がどうであろう」という気構えが、まだわれわれの内部に不足しているようである。遠慮もあるし、弱気もあるし、生真面目なために組織で決まったら動くと考えているむきもある。みんなが勝手にやろう、というのではない。できるだけ組織的にたたかうにしても、「指令待ち」では一步も進まない、ということであり、自発的な行動が求められているのである。その行動を自発的に結びつけつつ、組織の上部に反映させてゆくという、主体性がなければ、現在の状況を打開できないのである。

そのためには、統一した戦略がなければならぬ。それは反合理化闘争を土台とする反独占統一戦線の形成、その組織的な力による独占資本の打倒という戦略である。行革は、一人ひとりの労働者にとっては首切り合理化であり、民間の職場における減量合理化と共通の内容であるから、この合理化との対決を軌軸に、反独占のあらゆるたたかいを結びつける意識的な取り組みが、いまよりも重視されるべきである。

当面は、苦しい戦況が続くだろう。しかし、あまりに露骨な独占の攻撃——賃上げ抑制、首切り、権利剥奪、福祉切り捨て——にたいする不満は高まっている。軍拡、権力機関の再編強化への危機感も強くなっている。それが反撃の条件である。その条件を生かすのは、われわれ自身の任務である。

調子にのった中曽根は、「教育大臨調」もうちだしている。これにたいして日教組も社会党も、当初は対決の構えであるかにみえた。しかし、最近はずいぶん少々、あやしくなっている。これまでの行革に抵抗できずに後退をかさねたと同様に、屈伏路線を歩むのであろうか。しかし、ここで試されるのは、労働運動内の右派ではなくして左派、そして社会主義を学んだ活動家である。「中央」が揺らいだからといって、活動家も気力を失ってしまえばならない。労働者の怒りを組織し、それを全国的な統一闘争へと高めてゆく主体性と組織的な力を、自らつくりだしてゆかねばならない。

(つづく)

配転・首切り合理化をめぐる情勢(一)

指名解雇攻撃を許さない

配転首切り合理化の行きつくところが指名解雇の攻撃です。日東タイヤ資本による指名配転の中味は、実質的には指名解雇にあたるものでしたが、いずれにせよ、指名解雇は、七八年の沖電気資本による三〇〇名指名解雇に象徴されるように、働く者の生活と権利を守るために活動している者に集中的に加えられていきます。昨年池貝鉄工資本の例がまさにそうです。

池貝鉄鋼資本は昨年五月に組合と「希望退職募集人員二八五人」などを協定したが、募集人員に達せず、「会社都合による指名解雇」を四四人におこないました。このほとんどが日本共産党系とされていますが、三八人の被解雇者が「全金池貝鉄工支部被解雇者団」を結成し、神奈川県内を中心に解雇撤回活動を進めています。

また昨年九月、スタンダード靴資本は、生産規模を縮小して別に下請会社を設立し、余剩人員二二三名を整理するとし、①新会社（下請会社）は縮小された生産数を生産し一二一名を再雇用する、②臨時工七名、満五五歳以上の者二九名、有夫の女子で夫に収入のあるもの二〇名、休職者一名を解職する、③希望退職者三五名を募集し、満たない場合は勤務成績を基準に解職する、という内容です。スタンダード労組は全面白紙撤回を掲げて闘っており、山路委員長は「基本は、二二三名もの首切りだから反対するんじゃないということです。労働者の首は簡単には切らせないという決意で闘うということです」と述べています。

「配転・首切り合理化を許さない」ということは、「一人の首切りも許さない」ということです。この基本姿勢を労働運動全体のものとしていくことが、私たちの役割となっています。労働者への一方的犠牲の転嫁の中で、独占資本は、史上空前の利潤をあげており、なおかつ、首切り・低賃金攻撃をやめません。それだけに、私たちは、原則を堅持した闘いを進め、敵に打ち勝つ団結力をつくり上げねばならないのです。

「行政改革」合理化と配転・首切り

「行政改革」による体制的合理化攻撃が、公務員、公労協の労働者におそいかかっています。もちろん「行政改革」は、合理化攻撃の側面だけではなく、政治・経済・社会の全方面におよぶ国家秩序の再編・強化（戦後新憲法体制からの脱却）です。臨時行政調査会の基本答申（八二年七月三十日）は、「活力ある福祉社会の建設」と「国際社会に対する積極的貢献」を今後の行政の目標として提起し、行政改革の基本的方策の柱に人員合理化をすすめています。しかも、国家公務員段階では、「組織の改廃、業務量の増減等に応じた省庁間の配置転換を推進するため、総合調整機能を積極的に発揮する。すなわち、配置転換職員の受け入れ可能な職場の開拓を行うとともに、職員に対する能力再開発を行う等中長期的視野に立った配置転換のための施策を、各省庁と協力して推進する」とされ、地方

公務員に関しても「全体としての地方公務員定数の合理化に資するため、過剰な職員を抱えている地域から行政需要が急増している地域への職員の移動を図る方策について検討する」と記述し、広範囲な配転の推進（省庁間、地方自治体間）をも提起しています。

実際、各省庁間の配転はすでに進行し、八十二年十二月発行の『行政管理の現況』（行政管理庁編）には、「定員管理の新しい試みとして、昭和五五年度から部門間配転がスタートした。……昭和五十七年十一月末までに、二七五人の省庁間配転を実施した」と記されています。

官公労働者にとって、「首切り」は他人事であり、「配転」の単なる「人事異動」として捉えられるという一時期もありました。が、今や事態は一変をしたのです。

国家・地方公務員への攻撃

「東京都は十六日、五十八年度の一般職員の勸奨退職申し出状況（五日締め切り現在）をまとめたが、知事部局、公営企業、警察、消防など合計で昨年を千人以上上回る四千九百三十四人の退職申し込みがあることがわかった。六十一歳以上の申し出は少ないが、来年から定年制が導入されるとあって六十歳の職員は、ほぼ一〇〇%が退職を希望。さらに来年度から始まる退職金削減を前に、四十五歳から五十九歳まで「働き盛り」が昨年来年近く上回り、マンモス駆け込み退職となった」（『サンケイ』三月十七日号）。

この記事は、公務員労働者が置かれている現状を象徴しています。定年制導入による合法的首切り、退職金削減、「今のうちに」と見切りをつけて（実は、見切りをつけさせられて）職場を去っていく膨大な数の労働者。

国家公務員は「総定員法」により定員総数の最高限度が決められ、かつ、政令による定員削減計画で人減らしが続いています。先の『行政管理の現況』によれば、六八年度から十六年間で十五万一六七〇人の削減がされ、かつ、臨時行政調査会第一次答申の「現行の定員削減計画を改定強化し、全体として五年五%（昭和五七〜六一年度）程度の削減を行う」を受け、この期間での計四万四八八六人の削減が強行されつつあります。しかも八一年六月に定年制法が公布され、八五年三月三日をもって公務員の定年制が全面实施されることになったのです。定年制によって公務員への首切りが頂点に達します。

地方公務員の場合も、国家公務員と同様に定年制が導入され、かつ、臨調第一次答申の「国の施策との関連における職員増加を厳しく抑制する」「定員管理指標（モデル）の作成を進め、定員管理の適正化に關し指導の強化を図る。また、地方公共団体においても、国の新たな定員削減計画に準じて措置するよう要請する」をうけて、人員削減が進んでいます。「自治体労働者の数は、八二年四月一日現在で二八三万人、一年前にくらべ〇・六%（一六七〇万人）の増加であった。一般職分野で見ると都道府県では依然として減少傾向をつづけ、市町村でも八一年から八二年にかけ増勢はほとんど止まった。人員切り捨て合理化の基調は、依然としてきびしくあらわれており、自治体労働者の権利闘争は、更に差し迫った課題に当面しているといえよう」（『権利闘争八四年二月号』）。

この人員削減は、少数現業職場の切り捨て、外注化・民間下請化、さらにME導入等をテコと進められています。が同時に今の攻撃の特徴としてあるのは、既得権を奪って時間

管理を強化していく方策です。

今年三月三日、横浜市交通局は労働組合に対して「事務事業の省力化計画等についての申し入」をしました。計一六八人のこの人員削減合理化案の中心は自動車部（バス部門）の削減ですが、その「省力化項目」には、「乗務時分の引き上げ及び運転手定数算定方式の変更」「運行前点検時分及び終業点検時分の短縮による営業時間帯の延長」などがあげられており、既得権破壊の意図が明白です。かつ、この削減は「退職者の不補充」「局内異動及び市長部局等への配転」で措置するとされています。この配転の中心は、バス運転労働者の地下鉄職場への移行です。

国鉄労働者へ集中攻撃

「行政改革」合理化で集中攻撃を受け続けているのが国鉄労働者です。仁杉国鉄総裁は国会で「現在の要員削減のペースでいけば八五年から九〇年の間に国鉄の職員数は三〇万人を切る事が可能」と明言しており、事実、合理化は計画を上回る急スピードであり、八五年度当初三五万人体制とされていたのに、八四年度当初に三四万五千人になろうとしているのです。

つい最近の「五九・二ダイヤ改正合理化」では、貨物輸送の拠点間方式への転換がなされ、国鉄労働者二万四千人の削減、さらに関連労働者として、鉄道郵便労働者五千九百人、日通労働者五千人、私鉄労働者三千人が職場を追われました。

五九・二合理化で全国一の操車場だった新鶴見操車場（横浜市鶴見区、川崎市幸区）は、新鶴見信号所となり、約八百人の労働者のうち約六百人が配転されました。配転者への研修を『神奈川新聞』二月三日号はこう報じています。

「この日から始まった研修は、そのなかでも営業サイドに移る八十六人が参加。参加者を車掌試験などに合格した『ベテラン組』と無資格者を中心とした『若手組』に分けて始まった。これまでの貨車の組み替え作業から旅客サービスなど百八十度の転換」「研修者はメモを走らせたりして真剣な表情。『操車場で七年間働きました。まったく違う職場へ行くのでとても不安。でも、やらなくては……』と、ある中堅職員（二五）」「この研修は六日間行われ、その後、東海道線や京浜東北線の駅でグループごとに六日間現場実習。二月中旬から新設された東京駅要員機動センター横浜支所に配属され、各駅での出、改札やホームの客扱い業務にあたる」

この「要員機動センター」とは、固定した職場を意味していません。すでに国鉄職場は合理化につぐ合理化で、新たに人員増をするなどありません。当局にとって「余った労働者」をプールしておく場が「要員機動センター」であり、必要に応じて、「今日は横浜駅の客扱い。明日は川崎駅で客扱い」というふうに、国鉄労働者はたらいまわしをされていくのです。このような配転に絶望した青年労働者の「若年退職」が相次いでいるし、高齢者に対しては、一年間は働かなくても賃金は払うが必ず一年後に退職するという実質的な退職強要もおこなわれています。

国労と国鉄当局の間には、「配転に関する協定」があり、そこには「本人の意向を十分尊重し、意志表示を強要しない」と明記されています。が、合理化の下では希望する配転

先の職場には人員の空きはなく、実質的な強制配転がまかり通っているのです。

もちろん、この協定をタテにした職場での闘いもあります。人員削減をうけた国労桜木町駅分会では、希望の配転先が認められるまでは配転を応じないとする「希望配転闘争」を昨年九月から末にかけて組み上げました。当局は、「過員だ」として仕事をさせず、削減対象者を会議室、勤務、としました。分会青年部機関紙は、怒りの声をこう掲載しています。

「俺達運輸の六名は、会議室へ追いやられた怒りと、人間らしく扱わない現場当局に対し、ロッカー移動反対、会議室へプロパンを入れる、寒いからストーブをよこせ」と、様々な闘いをくりひろげている毎日である」と。この闘いは一定のところでは妥協をし配転に応じていきました。が国鉄当局は、こうしたぎりぎりの抵抗をも踏みにじるべく、この協定および「雇用の安定等に関する協約」の一方的破棄をも策しているのです。

国鉄のみならず、林野、専売など公労協の労働者に首切り・配転の合理化がおし寄せています。

タバコの原料工場である専売平塚工場は、来年に全面閉鎖されようとしています。婦人労働者は全員首を切られ、男子労働者は全国に配転とされ、組合での廃止反対闘争が続いています。

元総評議長岩井章氏は、「日本労働運動の階級的強化と八四春闘前進のための提言」において、「強制配転はしない、配転は本人の承諾を必要とする」という労働者（労働運動）としてあたりまえの立場を強調されています。だが資本・当局は、公然とこれを踏みにじているし、労働組合の立場も「企業再建のためにはやむをえない」などとして、労働者一人一人の生活や権利を無視しがちとなっています。こうして、泣く泣く配転を応じている労働者、やむなく退職していく労働者の数は膨大なものとなっています。

しかし、資本・当局の「命令」を拒否して不当に解雇され、今も闘い続けている労働者も多くいます。日東タイヤの闘いは、この全国の闘いと結びつくものとして、昭和電工（千葉）、日立工機（茨城）、沖電気（東京）などの被解雇と交流・連帯をしてきました。また、県内でも、大石さん（石川島重工業資本に解雇された）や東芝アンペックスの労働者などと連帯をしてくれています。

他方、独占資本を頂点とする資本家階級は、民間職場での闘いの火種を一掃するため、一定の「譲歩」を示しつつ、労働争議への「和解」路線を進めています。この日東タイヤ事件で資本の側が五千八百万円の「解決金」というそれなりの額を提示したのは、この反映でもありました。この「和解」攻勢は、他方での国労東京駅分会長への指名配転・解雇攻撃をみる時、いわゆる「官民分断」の現れでもあり、国鉄労働運動を資本の側が包囲していく戦術でもあります。

民間第二次合理化も「行政改革」合理化も労働者への「不当配転・首切り合理化」にほかなりません。それだけに、「働く者の権利はみずからかちとるもの」であることはお互いの腹にすえ、頑張っていくましよう。

（おわり）

サイは投げられた!!

— 国鉄当局、六〇・三合理化計画を提案 —

このところ国鉄労働者は「全く理不尽な注文」（小町副委員長の弁）ばかりつきつけられている。第一に、五九・二大合理化で二四、五〇〇人が「過員」にされた。第二に、新たに二五、〇〇〇人の五九年度合理化目標に直面させられた。第三に、「過員対策」として、①国鉄関連企業への出向、②一時帰休制度、③若年退職制度などの導入が検討され不安をかきたてられている。これは五月二日、仁杉国鉄総裁が記者会見で発表した内容である。（日経新聞）五月二三日）

そして、五月三日、もう一つの「理不尽な注文」が具体化された。同日、国鉄当局は「六〇年三月期ダイヤ改正の実施計画概要」を提案してきたのである。その内容は、旅客、荷物、貨物、船舶等全系統にわたるものだ。

そこで組合側は、三点について説明を求めた。①どのくらいの要員効果を見込んでいるか、②五九・二「過員」を解消せよ、③一月以降貨物ダイヤに混乱が生じている。「申四七号」に対する当局の態度は？ これにたいする当局回答は全くの三下り半。①現時点ではいえない、②「余剰人員」（過員とはいわない）の活用は対策中、③ほぼ問題はない——「これでは答えにならない」といえば、太田職員局長がのり出す。

太田「経営改善計画」を修正し、継続中。経営の在り方については監理委の結論をまつしかない。ただ見守り方にもいろいろある。基本は監理委が出し、現実には委員会が対処する。そして最終的には国民が判断する。現実の努力（自助努力）のなかで展望ができる。自助努力の基本は、競争条件のなかで生き残ること、これが展望だ。「余剰人員」については想定上限値を超えた。あらためて対策を講じなければならない。みなさんの批判は受けとめてさらに勉強したい。

——何とも人を喰った「回答」である。「このようなあいまいな提案を受けて事前協議に入る側の身になってもらいたい」と組合側は猛反発。さらに次の諸点を追及した。①実施時期が六〇年三月のいつか不明だ、②細部の提案は「秋口」のいつか、③緩急車の省略が同時提案されているが、運規、運転保安上重大な問題であり、この部分は拒否する、④列車設定キロ、車両数の数字の基準が不明、⑤効率化は、各局に目標を指示するのか、それとも積み上げるのか、⑥五九・二では取り扱いトン数に一定の基準があったが、今回はない。廃止の基準は何か、⑦収支均衡について、五九・二では達成できるがごとき提案だったが、今回は達成すべくとなっている。どこまでいくのか。

——交渉の席上がにわかに熱気を帯びてきた。いくらか上気した当局が答弁。①三月期は、一日も早く決めたい、②秋口とは一月頃、③固有経費の収支均衡は、六〇・三でぜひとも達成したい。サイは投げられた、④五九年度の効率化目標は全体的には決まっている。地方局とフイードバック方式でやりたい、⑤緩急車省略をふくめて交渉したい——など、当局の姿勢は、まことに高飛車である。

最後に、小町副委員長が、当局の「経営哲学の貧困」を指摘すると、太田職員局長がかさず反論してきた。「基本スタンスは、競争に耐え、国民に理解してもらおうこと。そのために、自助努力が必要である。これがなければ、いかなるきらびやかな提言も内容に乏しい」。断固とした決意である。このように、当局側の六〇・三合理化に挑む基本姿勢は実に明解だ。自助努力（合理化）に国鉄の展望を見出すしかないというのだ。サイは投げられた。私たちは五九・二の理不尽をくり返させてはならない!!

（国労闘争情報）第五八号より